

令和3年度

# 事業概要

水道局

# 目 次

|     |            |   |
|-----|------------|---|
| I   | 水道局の概要     | 1 |
| II  | 組織と事務分掌    | 2 |
| III | 令和3年度 主要事業 | 3 |



# 水道局

## 経営企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)局の経営戦略の推進に係る総合調整及び進行管理に関すること。
- (3)財政計画及び資金計画に関すること。
- (4)広報及び広聴に関すること。
- (5)公有財産管理事務の調整に関すること。
- (6)不動産の取得、借入れ及び処分の手続きに関すること。
- (7)法規の運用並びに条例及び管理規程の制定及び改廃に関すること。
- (8)争訟の統轄に関すること。
- (9)会計事務の総括に関すること。
- (10)現金及び有価証券の運用並びに出納保管に関すること。
- (11)局内監査に関すること。
- (12)局の契約事務に関すること。
- (13)職員の表彰並びに懲戒及び分限に関すること。
- (14)人材育成及び研修体制に関すること。
- (15)給与、勤務時間その他労働条件に関すること。
- (16)職員の福利厚生に関すること。
- (17)情報システムに関すること。

## 政策調整課

- (1)経営の基本に関すること。
- (2)水資源施策及び水利権の基本に関すること。
- (3)料金制度の調査及び研究に関すること。
- (4)各種統計の研究、指導及び改善に関すること。
- (5)局の基幹的施策の立案及び調整に関すること。
- (6)基幹施設整備工事の計画及び調整に関すること。
- (7)水道の技術的調査研究に関すること。
- (8)水・インフラ整備に関する国際貢献に関すること。
- (9)水道事業の広域連携に関すること。

## 施設課

- (1)導、送、貯、浄、配水施設（他の所管に属する管を除く。）の維持、改良工事に関すること。
- (2)浄水の技術的調査に関すること。
- (3)水量調整及び統計に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (4)特殊構造物の調査、研究、構造解析、設計及び検査に関すること。
- (5)構造設計の改善に関すること。
- (6)土木積算に関する連絡及び調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (7)機械及び電気設備に関すること。
- (8)防災行政無線通信設備の保守管理に関すること。
- (9)営繕に関すること。

## 配水課

- (1)導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管の維持、改良工事に関すること。
- (2)管路情報管理システムの管理及び運用に関すること。
- (3)漏水防止工事の企画及び調査に関すること。
- (4)水圧の調査及び統計に関すること。
- (5)漏水修繕の調査及び統計に関すること。
- (6)土木積算に関する調査、連絡、調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (7)指定給水装置工事事業者に関すること。
- (8)給水装置工事の審査、検査及び技術的企画に関すること。
- (9)開発行為等に伴う給水、民営簡易水道統合及び未普及地区解消に関すること。

- (10)工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関すること。
- (11)工業用水道の営業、使用の承認その他業務手続に関すること。
- (12)工業用水道の料金その他収入金の調定、収納及び還付に関すること。
- (13)水道のメーター（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (14)貯蔵品の管理に関すること。

## お客様サービス課

- (1)お客さまサービスの向上策の企画及び推進に関すること。
- (2)営業に関する調査・指導及び業務改善に関すること。
- (3)営業に関するシステムに関すること。
- (4)車両の保険及び整備の指導に関すること。

## 浄水管理センター（2）

- (1)貯水、浄水に関すること。
- (2)施設の維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3)上水道水源のかん養に関すること。
- (4)水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5)テレメータ子局更新の施工管理に関すること。
- (6)国際インフラ協力事業に関すること。

### <上ヶ原浄水事務所>（3）

- (1)浄水に関すること。
- (2)施設の維持管理に関すること。
- (3)水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4)工業用水道の取水、浄水に関すること。

### <千苜浄水事務所>（3）

- (1)貯水、浄水に関すること。
- (2)施設の維持管理に関すること。
- (3)上水道水源のかん養に関すること。
- (4)基幹施設整備工事の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

## 水質試験所（2）

- (1)水道の浄化過程の調査、研究に関すること。
- (2)水質試験に関すること。

## センター（2）

- (1)水道料金その他収入の徴収及び還付（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2)使用水量の査定及び調査に関すること。
- (3)センターにおける広報及び相談並びにお客さまサービスの企画及び推進に関すること。
- (4)貯蔵品の受払及び管理に関すること。
- (5)水道メーター（ただし、口径50ミリメートル以上の大型メーターを除く。）の維持作業に関すること。
- (6)配水操作に関すること。
- (7)導、送水管（他の所管に属するものを除く。）及び配水管の維持、改良工事の施行に関すること。
- (8)漏水防止工事の施行に関すること。

## 令和3年度 主要事業

### 1. 水道事業の概要（経営企画課）

水道事業は、明治33年の給水開始以来、都市の成長とともに事業を拡大してきました。しかし、令和2年度は節水型社会や人口減少の進展に新型コロナウイルス感染症の影響が加わり、本市の給水収益はリーマンショック時を超える大幅な減収となりました。

給水収益の先行きは不透明であるため、令和3年度は、「中期経営計画2023」で掲げた経営改善の取り組みを前倒しで実施するとともに、局内におけるDX化の推進などさらに踏み込んだ経営の改革を進めることとしています。

### 2. 経営の持続

#### （1）執行体制の見直し（経営企画課）

現在市内5センターでは、①給水装置工事審査関連業務、②水道料金関係業務、③配水管等工事関係業務を行っています。

このうち、給水装置工事審査関連業務については、工事事業者等へのサービス向上と効率化を目的に1か所（中部庁舎）に集約します。また、水道料金関係業務については民間委託を停水業務等へ拡大するとともに、引き続き直営で実施する業務は効率化のため1か所（中部庁舎）に集約します。

さらに、令和4年度には、配水管等工事関係業務を東部（中部庁舎）・西部（現西部センター）・北（現北センター）の3水道管理事務所へ再編するとともに、本庁機能を中部庁舎に移転します。

#### （2）人材育成・技術継承の強化（経営企画課）

給水収益が減少していく厳しい経営環境の中で、今後大量の職員が退職を迎えることとなっており、業務の執行体制を効率化しながら、同時に、危機にも対応できる少数精鋭の組織を構築するための人材育成・技術継承の強化が必要です。

そのため、新たに創設した「水道技術職」について、令和4年度の新規採用に向けた取り組みを進めます。また、水道局作業手には厳正な能力実証のうえ水道技術職への転任を行い、これまで培ってきた水道特有の技術技能を生かし、さらに幅広い技術業務を担えるよう、研修やOJT等のスキルアップの取り組みを体系的に実施します。

#### （3）DX化の推進（経営企画課）

DX化推進プロジェクトチームを立ち上げ業務改革を進めます。

そのため、給水装置工事における電子申請（e-ひょうご）の利用促進や、検査業務におけるタブレット等の活用、配水減圧弁遠方監視システムの導入によるリモート化など、市民サービスの向上や業務の効率化を進めます。

また、国が推奨する「水道標準プラットフォーム事業」へ参画し、最適な資産管理を目指します。

### 3. 災害への備え

#### (1) 送水トンネルの更生（政策調整課・施設課）

神戸市水道の生命線である六甲山中の2本の送水トンネルは、経年に伴う老朽化が懸念されています。そのため、令和3年度より、能力の大きい方の送水を停止し、内部の調査結果を基に更生工事を実施します。

#### (2) バックアップ体制の強化（施設課）

震災を教訓に災害や事故に備えるとともに送水の安定性を図るため、市街地東部地域において大容量送水管を整備しましたが、現在は、市街地西部において奥畑妙法寺連絡管の整備、北神地域において送水施設の再整備に取り組んでいます。

#### (3) 配水管の更新・耐震化（配水課）

給水需要の減少に伴い、配水管の更新にあたっては口径の縮小や配水管網の小ブロック化を行います。また、災害時に避難所となる学校や病院などの防災拠点に至る配水管ルートの耐震化についても進めます。

### 4. 新たな生活様式に沿ったサービスの向上

#### (1) 申請手続きのスマート化（お客さまサービス課）

これまで書面で行っていた申請やご利用状況の確認を、PCやスマートフォンで時間や場所を問わずに行えるよう、「Web口座振替受付サービスの導入」や「水道インターネット確認・申込サービスの構築」に取り組み、手続きのスマート化を進めます。

#### (2) 悪質事業者対策の充実・強化（配水課）

悪質事業者による被害を未然に防止するための注意喚起として、「水道修繕受付センター」のPRシールを市内全戸に配布するとともに、広報紙KOB Eや神戸市公式SNSを活用した情報発信など、あらゆる手段を活用し、安全安心な水回り修理の受付窓口としての認知度向上に取り組めます。

#### (3) With コロナに対応した新たな広報活動（経営企画課）

水道事業やその課題についての理解が進むよう、令和3年3月にリニューアルした水道局ホームページをWEB広報のプラットフォームとして充実させ、幅広い年代へ情報発信を行います。

令和3年度は「飲まない」から「飲む」をテーマに、水道水を継続的に飲みたくなるような広報に取り組めます。

## 5. 工業用水道事業の概要（配水課）

本市の臨海部に進出する企業の水需要に応じるため、昭和 39 年度に事業を開始。令和 2 年度末現在、59 社 71 工場に工業用水を供給しています。

事業開始以来 50 年以上が経過しており、近年は老朽化した浄水場やポンプ場・導・送・配水管等を順次改築してきました。

今後も豊富・低廉な工業用水を安定的に供給できるよう、経年化の著しい施設の更新を計画的に進めます。